

伊勢原市地域まちづくり応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域まちづくり活動を促進することを目的として、良好なまちづくりを推進するために活動する団体に対し、伊勢原市地域まちづくり応援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、地域まちづくり活動（以下「まちづくり活動」という。）とは、地域住民が主体となって、森林や里山、休耕地など、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低い環境下において行う、ニューノーマルに対応した地域環境の創出や持続的な交流拠点の整備など、地域の特性を活かした魅力のあるまちづくりに資する活動をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助の対象となる団体は、一定の区域において活動する、まちづくり活動を目的とした団体（以下「団体」という。）で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 規約、会則等により継続的なまちづくり活動に必要な事項を定めている団体

(2) 次のいずれかに該当する団体

ア 5人以上の市民で構成される団体であって、構成員の3分の2以上がまちづくり活動の活動対象区域内の土地所有者等であるもの

イ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人で、市内に事務所又は事業所を有し、かつ、市内で事業を行うもの

ウ その他市長が認める団体

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、まちづくり活動に係る事業であって、令和3年4月1日から令和4年2月28日までの間に実施するものとする。

2 補助金の交付の対象となる経費は、対象区域内における次の各号のいずれかに該当する経費とする。ただし、市長が適当でないとした経費については、補助金の交付の対象外とする。

(1) 雑木の伐採や散策路整備

(2) 自然学習又は環境教育に資する施設整備

(3) 地域景観を向上させるための事業

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条第2項本文に規定する経費の額とし、1団体あたりの上限を300万円とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者は、伊勢原市地域まちづくり応援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 団体会員名簿
 - (2) 事業実施計画書
 - (3) 収支予算書
 - (4) 活動対象区域図
 - (5) 規約若しくは会則又はこれらに代わるもの
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- （補助金の交付時期）

第7条 市長は、前条の申請があり、審査の結果、補助金を交付すべきものとして決定したときは、伊勢原市地域まちづくり応援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

- 2 補助金の交付決定を受けた団体の代表者は、速やかに伊勢原市地域まちづくり応援事業補助金交付請求書（第3号様式）を市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。
- （実績報告）

第8条 団体は、実績報告をしようとするときは、補助金の交付決定に係る事業終了後速やかに伊勢原市地域まちづくり応援事業補助金実績報告書（第4号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書等代金を支払ったことを証する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、補助対象事業の目的及び内容により必要がないと認めるときは、前項の添付書類の一部を省略させることができる。

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による実績報告がされたときは、これを審査し、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

- 2 補助金の額の確定の通知は、伊勢原市地域まちづくり応援事業補助金確定通知書（第5号様式）によるものとする。

（書類の整備等）

第10条 補助金の交付を受けた事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を整備しなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業が完了した日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則 （令和3年7月1日告示第173号）

(施行期日等)

1 この告示は、公表の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに完了した補助事業に係る補助金については、この告示は、同日後も、なおその効力を有する。

第1号様式（第6条関係）

伊勢原市地域まちづくり応援事業補助金交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

団体名
住 所
代表者
連絡先

伊勢原市地域まちづくり応援事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

1 交付申請額 円

- 2 添付書類
- 団体会員名簿
 - 事業実施計画書
 - 収支予算書
 - 活動対象区域図
 - 規約若しくは会則又はこれらに代わるもの

伊勢原市地域まちづくり応援事業補助金交付決定通知書

様

伊勢原市長 印

年 月 日付けで申請のありました補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

- 1 交付決定額 円

- 2 条件及び指示事項
 - (1) 補助事業を変更又は取下げしようとする場合は、速やかに市長と協議を行うこと。
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が完了したときは、完了実績報告書を完了の日から30日を経過する日又は3月20日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

第3号様式（第7条関係）

伊勢原市地域まちづくり応援事業補助金交付請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

団体名

住 所

代表者

連絡先

印

年 月 日付けで交付決定を受けた次の補助金について、伊勢原市地域まちづくり応援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により請求します。

1 交付請求額 円

2 振込先

金融機関名：

支 店 名 ：

口座種類： 普通 当座

口座番号：

（フリガナ）

口座名義人：

伊勢原市地域まちづくり応援事業補助金実績報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

団体名
住 所
代表者
連絡先

年 月 日付けで交付決定を受けた次の補助金について、伊勢原市地域まちづくり応援事業補助金交付要綱第8条の規定により次のとおり報告します。

1 補助金受領額 円

2 補助金実績額 円

3 補助金精算額 円

- 4 添付書類
- 事業報告書
 - 収支決算書
 - 領収書等代金を支払ったことを証する書類の写し

伊勢原市地域まちづくり応援事業補助金確定通知書

様

伊勢原市長 印

年 月 日付けで提出されました実績報告書に基づき次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

- 1 補助確定金額 円

- 2 条件及び指示事項
 - (1) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿および証拠書類を整備してください。
 - (2) 帳簿及び証拠書類は、当該補助事業が完了した日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存してください。